

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 5月定例会会議録
目 次

第 1 号 (6月10日)

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	7
副議長の選挙	8
議案第1号	9
議案第2号	13
同意案第1号	14
一般質問	15
閉会の宣告	20

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第100号
令和元年5月31日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 小 泉 文 子

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和元年6月10日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和元年5月31日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 5月定例会

令和元年6月10日(月)
午後3時開会

議事日程

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 副議長の選挙
日程第5 議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6 議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第7 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について
日程第8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	石井昭一	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	日下みや子	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日暮栄治	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	小泉文子	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者 清 水 聖 士 君
副 管 理 者 笠 井 喜 久 雄 君

会計管理者	鈴木	信彦	君
事務局長	若泉	哲也	君
事務局次長	杉浦	清	君
総務課長	鈴木	教之	君
あじさい所長	杉浦	清	君
しらさぎ所長	笠井	雅之	君
周辺整備室長	小林	一秀	君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	山岡	康宏
白井市環境課長	金井	正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川	聡

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	栗原	稔
総務課庶務係主任主事	芳賀	博明

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（小泉文子議員） 皆様、本日はご多忙の中、ご参集いただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（小泉文子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（小泉文子議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。ただいまご着席いただいております議席は仮議席となっておりますが、これを本議席とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認め、現在ご着席いただいております議席を本議席と決定いたします。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

つきましては、葛山繁隆議員、広沢修司議員、宗川洋一議員、小田川敦子議員、矢崎悟議員、田中和八議員、芝田裕美議員、植村博議員の順にご挨拶をお願いいたします。

初めに、葛山繁隆議員、お願いいたします。

○1番（葛山繁隆議員） 鎌ヶ谷市から選出されました葛山です。よろしく申し上げます。

○議長（小泉文子議員） 広沢修司議員。

○2番（広沢修司議員） 白井市から参りました広沢修司と申します。よろしく申し上げます。

○議長（小泉文子議員） 宗川洋一議員。

○4番（宗川洋一議員） 鎌ヶ谷市議会から選出されました宗川でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） 小田川敦子議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市議会から選出されました小田川敦子です。2期目になります。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） 矢崎悟議員。

○7番（矢崎 悟議員） 鎌ヶ谷市から参りました矢崎悟です。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） 田中和八議員。

○8番（田中和八議員） 白井市の田中和八です。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） 芝田裕美議員。

○10番（芝田裕美議員） 鎌ヶ谷市から選出されました芝田でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） 植村博議員。

○11番（植村 博議員） 白井市議会の植村博でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） ありがとうございます。

続きまして、令和元年5月22日より新しく就任されました笠井喜久雄副管理者及び、本年4月1日より新しく就任されました鈴木信彦会計管理者に、それぞれ順に自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副管理者（笠井喜久雄君） 皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介をいただきました白井市長の笠井喜久雄でございます。

私は、5月22日の市長選におきまして、職員から市長のほうに就任をいたしました。今後とも皆さん、どうかよろしくお願いいたします。

○会計管理者（鈴木信彦君） 本年4月1日付で当組合の会計管理者になりました鎌ヶ谷市会計管理者の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小泉文子議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉文子議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、10番、芝田裕美議員、11番、植村博議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小泉文子議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（小泉文子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件、同意案1件であります。議案の説明に先立ちまして諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、白井市長選挙におきまして笠井喜久雄市長が当選され、白井市政を担われることとなりました。心からお祝いを申し上げますとともに、当組合の発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

次に、白井市及び鎌ヶ谷市選出議員の任期満了に伴い、白井市選出の石井恵子議員、秋谷公臣議員、鎌ヶ谷市選出の土屋裕彦議員、佐藤誠議員、針貝和幸議員、野上陽子議員の6名の方々が退任されました。各議員には在任中、一方ならぬお力添えをいただきましたことに対し、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

また、先ほどご紹介がありましたように、新たに白井市選出議員として植村博議員、広沢修司議員、鎌ヶ谷市選出議員として芝田裕美議員、矢崎悟議員、宗川洋一議員、葛山繁隆議員の6名の方々をお迎えするとともに、白井市選出の田中和八議員、小田川敦子議員におかれましても、引き続き当組合の一層の発展にご尽力をお願い申し上げます。何とぞよろしくようお願い申し上げます。

次に、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定につきましては、組合議員、構成市廃棄物担当常任委員、住民代表及び学識経験者の計12名の委員の方々により6回の審議を重ね、3月に答申をいただき計画を策定いたしました。令和元年度から令和10年度の今後10年間の当組合のごみ処理事業における最上位計画となります。

計画内容といたしましては、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみ減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする循環型社会の構築を基本理念として、市民・事業者・行政の協働による取り組み、ごみの減量化、資源化のさらなる推進、安心・安全かつ環境負荷の少な

いごみ処理システムの構築、ごみ処理の効率化を4つの基本方針として取り組みを進めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案2件、同意案1件につきましてご説明させていただきます。

議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、行政財産使用料条例等に規定する消費税相当分の割合等を改めようとするものでございます。

次に、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することにより、千葉県市町村総合事務組合の組織団体の数が減少することから、千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約を制定することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任につきましては、組合議員のうちから選任される監査委員として、鎌ヶ谷市選出の芝田裕美議員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎副議長の選挙

○議長（小泉文子議員） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定いたしました。

いかが取り計らいましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） 芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） 副議長には植村博議員を推薦したいと思っております。

○議長（小泉文子議員） ただいま植村博議員が副議長に推薦されました。

お諮りいたします。植村博議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認めます。

よって、植村博議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました植村博議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の

規定に基づき、当選の告知をいたします。

当選されました植村博副議長より、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副議長（植村 博議員） ただいま副議長の任命を受けました植村博でございます。

今、政治の課題というのはプラスチックのごみでもわかるように、これからは環境というのがとても大切になってくると思います。その大切な環境を担っていくのがこの当議会ではないかと思っております。議長を助け、そしてスムーズな運営、お手伝いができるように頑張っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） ありがとうございます。

◎議案第 1 号

○議長（小泉文子議員） 日程第 5、議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、行政財産使用料条例等に規定する消費税相当分の割合等を改めようとするものでございます。

それでは、今回改正する条例 3 件を順次ご説明いたします。

第 1 条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政財産使用料条例の一部改正でございます。

改正文は、第 2 条第 1 項第 2 号中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第 2 項中「100分の 8」を「100分の10」に改めるものでございます。

改正内容は、消費税及び地方消費税の税率を、8 %を10%に改めるものでございます。

次に、第 2 条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合手数料条例の一部改正でございます。

改正文は、別表第 1 を改めるものでございます。

改正内容は、新旧対照表の 2 ページよりご説明いたします。

現行の手数料の金額は、処理単価に「100分の108」を乗じた額で表記されておりますので、これを「100分の110」乗じた額に改め、また、1 円未満の端数が生じなくなることから、別表第 1 の備考を削除するものでございます。

改正内容は、消費税及び地方消費税の税率 8 %を10%に改めるものでございます。

次に、第 3 条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

改正文は、別表を改めるものでございます。

新旧対照表の3ページから6ページをごらんください。

改正内容は、3ページ、4ページの1. 普通使用、2. 専用使用並びに5ページ、6ページの3. 回数券、複合使用回数券及び会員券につきまして、現行の金額が「100分の108」を乗じた額で表記されておりますので、これを「100分の110」乗じた額に改め、10円単位の金額とするものでございます。

最後に、附則として、この条例の施行日を令和元年10月1日からとするものでございます。

経過措置として、施行日前に納付した粗大ごみのうち組合が収集、運搬するときに係る手数料、施行日前に申請したさわやかプラザ軽井沢のミーティングルーム、和室の専用使用、施行日前に納付したさわやかプラザ軽井沢の回数券、複合使用回数券及び会員券についても従前のとおり使用できるものとしております。

以上で、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。

柏市の日下みや子です。よろしくお願いいたします。

新しく参加される方もいらっしゃるので、ぜひ、議会は我々議員がチェックするのが仕事ですので、積極的に一緒に質問して下さるよう期待したいと思います。

議案第1号について質問します。

ただいま説明がありましたように、本議案は、政府が進めることしの10月からの消費税10%の増税に向けて、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の手数料とさわやかプラザ軽井沢の使用料について引き上げるというものです。

そこで伺います。

1点目、消費税増税に伴う料金値上げの市民負担の影響額はどのようなものか。

1. 環境衛生組合のごみの手数料、2. さわやかプラザ軽井沢の使用料についてお示しいただきたいと思っております。

2点目、今、10月からの増税について、経済界や政権与党の中からも動揺が生まれております。7月1日に発表される日銀短観が示す景況感次第で増税の延期もあり得るとの発言もありました。このような増税延期も取り沙汰されているわけですけれども、増税が延期になった場合はどうなるのでしょうか。

以上、1問です。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号のご質疑についてお答えいたします。

ご質問は2点ございました。

最初に1点目、消費税増税に伴う料金値上げの市民負担の影響額についてお答えいたします。

お尋ねは、環境衛生組合の手数料とさわやかプラザ軽井沢の使用料についてでございます。

環境衛生組合の手数料でございますが、消費税増税に伴う料金値上げの市民負担の影響額につきましては、市民が組合に直接納入していただくものとして、粗大ごみ処理手数料と小動物死体処理手数料の増額が見込まれております。具体的には、粗大ごみ処理手数料のうち、組合が収集、運搬する場合は1点当たり20円の増、組合の処理施設へ搬入する場合は1点当たり10円の増となり、平成31年度当初予算ベースでの粗大ごみ処理手数料全体の影響額につきましては、約50万円を想定しているところでございます。

次に、小動物死体処理手数料につきましては1体当たり30円の増となり、平成31年度当初予算ベースでの小動物死体処理手数料全体の影響額につきましては、約2,000円を想定しているところでございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢の使用料でございますが、さわやかプラザ軽井沢の使用料につきましては、さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例第20条第2項において、利用料金は組合が定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が組合管理者の承認を得て定めるものとする規定してございます。今回の条例改正に当たりまして指定管理者に意向を確認いたしましたところ、現行の利用料金が条例改正後の使用料の額の範囲内であるため、利用料金の値上げにつきましては、利用者の皆様の負担を考慮し、近隣の類似施設の動向を踏まえながら決定したいとのことでございました。ただし、利用料金を上げる場合には利用者の皆様への周知期間を設ける必要があるため、6月中にはその方針を決定するよう伝えているところでございます。

次に、ご質問の2点目、消費税増税が延期になった場合の対応についてお答えいたします。

消費税増税につきましては国の施策を注視し、構成団体や他団体の動向を踏まえ対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小泉文子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） ただいま答弁にありましたように、さわやかプラザ軽井沢の利用料金は組合が定める使用料の額の範囲内で設定されております。

それでは伺いますけれども、1点目、現行の利用料金は、組合が定める使用料に対してどういう状況になっているのでしょうか。

2点目、条例が改正されれば料金の値上げが可能になります。その場合、限度額に設定した場合、影響額は幾らになるのでしょうか。

以上、2問です。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢の現行の利用料金は、組合が定める使用料に対してどういう状況になっているのかというご質問につきましてお答えいたします。

現行の利用料金は、組合が条例に定める使用料の額と同額となっております。

次に、条例改正によって料金の値上げが可能になるが、限度額に設定した場合の影響額はどのようなものかというご質問につきましてお答えいたします。

利用料金の値上げにつきましては、今後、指定管理者との調整が必要となりますが、利用料金の額を改正後の使用料の額まで引き上げた場合には、普通使用の料金におきましては端数処理の関係により料金に変更にならないものから、20円までの増額となります。これに回数券や会員券などの増額分を含めると、当初予算ベースでの利用料金全体の影響額は、約99万円を想定しております。

○議長（小泉文子議員） 第3問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 消費税法第60条第6項の規定では、このような事業について納税額は発生しないことになっています。市民の暮らしの実態を考えれば、利用者の負担を考慮し、手数料、使用料の値上げはすべきではないと考えますが、どうでしょうか。

以上、3問です。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 市民の暮らしの実態を考えれば、利用者の負担を考慮し、手数料、使用料の値上げはすべきではないと思うがどうかというご質問につきましてお答えいたします。

地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業につきましては消費税法の規定の適用を受けておりますが、消費税法第60条の規定により、国、地方公共団体等に対する特例として納税額は発生いたしません。しかしながら、今回の消費税率の引き上げにより当組合の事務経費も支出増となり、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本とした考え方を踏まえ、市民の負担増とはなりますが、構成団体との手数料、使用料等の格差が生じないように、また行政サービスを利用する人、利用しない人の間に不公平が生じないように受益者に負担を求めるものでございますので、サービスの提供の対価といたしまして消費税率の増額分を付加しようとするものでございます。以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案第1号に反対の立場で討論します。

本議案は、政府が進める10月からの消費税増税に基づく議案で、市民負担になるので反対をいたし

ます。

10月からの消費税増税に対して、生活や商売への不安が日々高まっております。こんな経済情勢で増税してもよいのかという声は、消費税増税に賛成する人たちの中からも上がるようになっております。前回の消費税8%への増税を契機に実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下してしまいました。内閣府が発表した景気動向指数が6年2カ月ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。

今、政府がやるべきは、所得の低い人を痛めつけ貧困と格差をさらに拡大する逆進性の強い消費税増税ではなく、大企業や富裕層への優遇税制を是正し、米国製武器の爆買いをやめることです。

以上の理由から、消費税増税による市民負担増への条例改正に反対をいたします。以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小泉文子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（小泉文子議員） 日程第6、議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散し、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体の数が減少することから、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、規約変更を行うに至った経緯につきましてご説明いたします。

香取市東庄町病院組合の構成団体である東庄町におきましては、平成8年に国保東庄病院の新築移転を機に病院改革を進め、健全な病院運営に努めていたところでございますが、東庄町単独で国保東

庄病院を運営する一方、国保小見川総合病院の運営や国保小見川総合病院新病院建設事業に係る経費を負担することは町財政を逼迫させる要因となり、町民サービスの低下につながりかねないことを理由に、組合からの脱退に関する申し入れを行いました。

これを受け、香取市東庄町病院組合では香取市東庄町病院組合方針決定会議を開催し、申し入れの内容について協議を行った結果、組合は解散する方針とし、その時期は、新病院の開院期日を勘案しながら決定することになったことにより、組合を解散するに至るものでございます。

それでは、今回の改正につきましてご説明申し上げます。

議案及び新旧対照表をごらんください。

別表第1中「香取市東庄町病院組合」を削除、別表第2中「共同処理する団体において、香取市東庄町病院組合」を削除するものでございます。

最後に、附則で、規約の施行日を令和元年9月1日とするものでございます。

以上で、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号について討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小泉文子議員） ありがとうございます。

起立全員でございませぬ。

よって、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎同意案第1号

○議長（小泉文子議員） 日程第7、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、芝田裕美議員の退席を求めます。

[10番 芝田裕美議員退席]

○議長（小泉文子議員） 提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について

ご説明申し上げます。

本案は、組合議員のうちから選任する監査委員が鎌ケ谷市議会議員選挙の執行により欠員となっていることから、鎌ケ谷市選出の芝田裕美議員を監査委員として選任したいため、同意を求めるものでございます。

なお、芝田裕美議員の経歴につきましては、記載のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、組合格約第12条の規定により、組合議員の任期となっております。

以上で、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

同意案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

芝田裕美議員の除斥を解きます。

〔10番 芝田裕美議員着席〕

○議長（小泉文子議員） ここで、監査委員に選任されました芝田裕美議員より、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○10番（芝田裕美議員） ただいま皆様からご同意をいただき、監査委員に就任させていただきました芝田でございます。

組合の監査は2度目となりますけれども、与えられた使命を全うし、組合の事業、財務の信頼性をより一層高めてまいりたいと思っております。皆様のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） ありがとうございます。

◎一般質問

○議長（小泉文子議員） 日程第8、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 一般質問を行います。

通告に提出してありますように質問は2点です。一般廃棄物処理基本計画についてとクリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画について、この2点について質問をいたします。

ごみ問題の解決の原点はゼロ・ウェイストであり、可能な限りの減量化、資源化によって焼却量を減少させ、できるだけ小規模な焼却施設にすることです。とりわけ地球温暖化、海洋プラスチック汚染などの環境問題が深刻になっている現在、当組合のごみ政策にも積極的な対策と取り組みが求められております。そのような中、新たな一般廃棄物処理基本計画が示されました。計画ではごみの排出原単位、1日1人当たりのごみ量について、2017年度実績796グラムから5年後の2023年度には756グラムへ、最終目標値を2028年度732グラムとしています。これまでもごみ減量化への先進自治体の事例は私紹介してきたわけですが、全国には、焼却施設を持たずに、文字どおりごみゼロで世界からも注目されている徳島県の上勝町ですとか、当組合と人口規模が近い多摩地域の状況など、東京都小金井市の排出原単位は622.7グラム、静岡県掛川市は641.2グラムなど。

そこで、1点目伺いますが、新たに示された一般廃棄物処理基本計画の排出原単位、総資源化率、最終処分量のそれぞれの目標は、全国の先進自治体の到達と比較してどのように評価しておられるでしょうか、お答えください。

2点目に、家庭ごみの有料化について伺います。

計画では、家庭ごみの有料化が検討事項になっています。これまでの全国の例では、ごみ減量化のためとして家庭ごみを有料化した自治体の共通点は、一時的には減っても、その後は横ばい状態が続いて減量効果が上がっているとは言えません。手数料有料化より、むしろ大切なことは、市民一人一人が循環型社会形成の観点からごみ減量に向かって自覚的に行動していけるよう、行政が継続的にきめ細かく援助していくことこそが求められているのではないのでしょうか。そもそも住民にペナルティーを科すという厳罰主義的なやり方では、本来の3R、リデュース・リユース・リサイクルの実現にはつながらないと考えますが、どうか。

次に、クリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画について伺います。

世界でも突出しているごみの量と焼却施設の多い日本で、当組合の施設の規模の縮小も求められております。今回の計画では延命化対象について、現状の3炉を維持し、工事するとのことですが、これは、これまで議論されてきた方向と異なるのではないかと。3炉となった経緯を説明してください。

以上、1問です。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 日下議員のご質問にお答えいたします。

最初に、一般廃棄物処理基本計画についてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。

初めに、お尋ねの1点目、排出原単位、総資源化率、最終処分量のそれぞれの目標は、全国の先進

自治体の到達と比較して、どのように評価しているかでございますが、今回策定いたしました一般廃棄物処理基本計画における目標値は、計画の最終目標年度である2028年度において、2017年度比で排出原単位が約8%削減の732グラム以下、総資源化率が約10%増加の約29%、最終処分量が約2割以上削減の3,000トン以下を維持することとしております。

全国の先進自治体の到達及び当組合との比較でございますが、総資源化率が高い先進自治体では排出原単位に大きな差はないものの、焼却灰等全量をエコセメント化することなどにより総資源化率が40%を超えるとともに、最終処分量がゼロとなっている状況がございます。当組合の計画ではこのような状況には及びませんが、これはエコセメント化など施策の違いによるものであり、現時点では比較・評価することは難しいものと考えているところでございます。

次に、お尋ねの2点目、家庭ごみの有料化が検討事項になっているが、ごみの減量化にはつながらないのでは、減量化の促進には市民との協働の取り組みが重要ではないかでございます。

一般廃棄物処理基本計画では、市民・事業者・行政の協働による取り組みを方針に掲げております。持続可能な循環型社会構築のためには、第一にごみの発生・排出抑制が重要で、このことにつきましては市民の皆様のご協力なくしてはなし得ないものと考えており、ごみの減量に向かって、よりきめの細かい指導・啓発を行ってまいりたいと考えております。

減量化手法の一つであるごみの有料化につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針においても経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革など、減量化施策の手段として推進されております。

当組合におきましても、ごみ減量化を進めている中において、ごみの排出抑制や分別意識を高める施策及び市民負担の公平性の観点から、ごみの有料化につきましては、そのメリット・デメリットを含め検討を行っていく必要があるものと考えております。

次に、クリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画についてお答えいたします。

お尋ねは、延命化対象系列について3系列としているが、これまでの議論で示されている方向と異なるのではないかと、その経緯についてでございます。

施設長寿命化総合計画は、この3月に構成3市の同意を得て策定いたしました。計画では延命化対象系列を3系列としておりますが、基本的な考え方は以前と変わらず、2炉運転と1炉運転の交互運転を主として、一般廃棄物処理基本計画等で算出した今後の焼却対象量及び焼却炉の連続運転日数、施設修繕等に係る全停止期間、また焼却炉の立ち上げ・立ち下げ、保守点検に必要な期間を踏まえ、適切かつ安定的に稼働できる状況を勘案し、策定したものでございます。

また、3系列目につきましては、焼却対象量の現状と今後のごみ減量化推進の状況から、可能な範囲で対象範囲を縮小し、必要最小限度の修繕として計画したところでございます。

○議長（小泉文子議員） 再質問を許します。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） クリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画について伺います。

施設を縮小することの必要性については、前任の平野議員から主張していることです。平野議員は、し尿処理施設あじさいについても、し尿汚泥は焼却しているが、例えば堆肥化やバイオマス事業に取り組むごみ焼却施設としてのしらさぎを廃止して、生ごみ堆肥化とバイオマスの拠点にする、こういう方向もあるのではないかと、こういった主張もしているんですね。このような取り組みは、全国では生まれていることでありまして、決して空想的なことではないと思うんです。いつまでも現状のような大量焼却が続けられていいはずがないと思うんですね。

平成27年度完了のクリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策工事が3炉から2炉に見直しされた際に、長寿命化工事についても3炉から2炉体制へ検討するということでした。今回、3炉体制にするということなんですけれども、どんな検討がされたのか、これまでの経過からもきちんと説明をすべきではありませんか。

2点目、それでは、2炉体制にするにはどんな条件が求められるのか、具体的に示してください。

3点目、当然経費についても検討されたことと思います。今回の工事費36億2,230万円に対し2炉体制の場合は、経費はどれぐらい削減できるのでしょうか。

以上、2問です。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） クリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画に関するご質問についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。

まず1点目の3炉体制における検討内容についてでございますが、今回、長寿命化総合計画を策定するに当たりまして、施設の現状調査等を実施し、過去の運転実績や稼働率、各炉の連続運転日数などを算出し、既存の3炉体制における交互運転の年間最大焼却能力及び2炉体制における交互運転での年間最大焼却能力を算出し、検討を行いましたところ、運転系列、同時運転可能な炉数、各系列の負荷率等を考慮すると、2炉体制における交互運転の場合、現状の焼却対象量を処理できないとの結果に至ったものでございます。

また、設計要領等を用いた試算の中から必要稼働日数や月の搬入量に対する変動分、ごみピットの貯留可能量との試算もあわせて行い、施設修繕等に係る焼却炉の全停止期間や緊急時のトラブル対応を考慮した場合、2炉体制ではごみ処理に支障を来すことから、他の系列と同様に、老朽化や損傷している3系列目を継続稼働させる必要があるという結果に至り、延命化対象範囲を可能な範囲で縮小した上で3炉体制を維持することといたしました。

次に、2点目の2炉体制にするにはどんな条件が必要であるかでございます。

既存の3炉体制から2炉体制に変更する条件といたしましては、一義的には焼却対象量の大幅な減少が必須となります。一般廃棄物処理基本計画でもお示ししておりますとおり、構成団体の将来人口

予測では減少傾向にあり、それに伴ってごみ発生量の予測も緩やかな減少傾向を示しておりますが、2炉体制にするためにはごみの発生抑制、再利用、再生利用を促進し、さらなる焼却対象量の大幅な減少を推進していく必要があります、大きな課題でございます。

また、施設の安定的な保守及び修繕を継続的に実施していき、各系列の稼働率を向上させる必要がございます。稼働率を向上させるためにはごみの分別徹底を行い、焼却対象物に混入している鉄類の焼却不適物を減らし、焼却不適物に起因する施設の不良休止等を極力少なくすることで安定的に施設操業を行うことが必要でございます。

次に、3点目の2炉体制の場合の経費についてございますが、施設長寿命化総合計画に掲げさせていただきました今回の工事費36億2,230万円に対しまして、3系列目の経費におきましては6億円程度と試算しております。したがって、2炉体制の場合につきましては工事費のみで算出すると約30億円となり、3炉体制と比較しますと6億円程度の削減があるものと考えております。しかしながら、仮に長寿命化工事の対象を2炉とした場合でも、現状の焼却対象量からすると3系列目の稼働が必要であるため単独での修繕が必要となることから、交付金や地方債を活用することによって費用面において有利になると判断しております。以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 日下議員。

○6番（日下みや子議員） それでは、炉の稼働率について伺います。

私の把握しているところでは、平成23年度実績で、2炉の場合の稼働率で60%台、2炉の計画的な運転でごみ処理ができるのではないかと考えますが、現在のごみ量における3炉体制と2炉体制のそれぞれについて、稼働率の状況をお示してください。

2点目、2炉体制にする場合の必要な条件、ごみの焼却炉をどれぐらいにすれば可能なのか、お示してください。

3点目、2炉体制でなく3炉体制にする理由として、施設修繕等に係る焼却炉の全停止期間や緊急時のトラブル対応を考慮した場合、2炉体制ではごみ処理に支障を来すとありました。しかし、こういうときこそ課題、外部監査でも課題だと指摘されている柏市の焼却施設を協力し合って活用し、対応すべきではないかと考えますが、どうか。

以上、3点です。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。

まず1点目の3炉体制と2炉体制の稼働率の状況についてでございます。

平成29年度のごみ焼却量実績で試算いたしますと、1日当たりの焼却量は112トンとなりますことから、3炉体制における1日当たりの最大処理能力256.5トンに対し、約43.7%の稼働率となります。また、2炉体制では、1日当たり最大処理能力171トンに対して約65.5%の稼働率でございます。し

かしながら、最大処理能力は理論上の限界値でありまして、実際に安定稼働が確保できる計画処理能力は、一般的にこの7割程度でございます。したがって、クリーンセンターしらさぎにおいて、この安定稼働が確保できる能力で試算した場合、現状のメンテナンス期間を除く、1日当たり最大処理能力が2炉常時稼働で119トンとなり、約94.1%の稼働率となります。

次に、2点目の2炉体制に必要な条件、ごみの焼却量などについてでございます。

施設の劣化状況などにより変動はございますが、現状の試算では運転方法を2炉運転と1炉運転の交互運転とし、過去の実績から各系列の負荷率を90%で算出した結果、安定的に2炉体制で稼働するためには、一つの条件として年間の焼却対象量は、継続的に3万5,000トン以下の処理量を維持することが2炉体制に必要であると判断しております。

次に、3点目の緊急時のトラブル対応などによる焼却炉の停止期間は、柏市の焼却施設を利用すれば対応できるのではないかについてでございますが、廃棄物の処理においては自区域内処理の原則に基づき所管する地域内で処理することが基本となることから、施設修繕に係る全停止期間及びトラブルなどによる対応を考慮し、3炉体制としているところでございます。他の自治体に処理をお願いする場合におきましては、例外的なものとして県内自治体で締結しております相互援助細目協定などがあり、災害等により多量の廃棄物が発生する緊急事態など、近隣自治体への協力要請はございます。以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 日下議員。

○6番（日下みや子議員） 最後に一言。

ただいまの答弁で、ごみの量が年間3万5,000トン以下になる必要があるということでした。現在、ごみの処理量は3万8,000トン弱と伺っています。これまでごみ減量化に努力されてきたと思うんですけどね、今回の計画に示されたように、炉の縮小に至らなかったこと自体が取り組みの弱さの結果でありまして、今後の取り組みを強く求めて質問を終わります。以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小泉文子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

午後 3時53分 閉会